

## 参考資料2 指定変更について

### 1 通学区域外の学校への通学が認められる場合(指定変更)

原則としては、指定された学校(指定校)へ通っていただくが、個々の事情によっては、指定校以外の学校へ通うことが認められる場合があるもの。

#### 札幌市で指定校以外の学校へ通うことを認めている例(一部)

- ・ 身体障がいや疾患等の身体的理由により、指定校への通学が困難なとき
- ・ 病院に通院するため、指定校への通学が困難なとき
- ・ 通常の学級から特別支援学級へ、又は、特別支援学級から通常の学級への転籍を希望するとき
- ・ **指定変更区域に居住していて、指定変更が可能と定められている学校への通学を希望するとき**
- ・ 住所変更が確定していて、変更予定地の学校への通学を希望するとき
- ・ 保護者が仕事等で家庭不在のため、親族等に預かってもらうとき(小学生のみ)
- ・ 児童クラブに入会するため、児童クラブの所在地の校区の学校への通学を希望するとき(小学生のみ)
- ・ 転居先が現在通学している学校の校区に隣接する他の学校の校区(隣接校区)であり、引き続き今までの学校への通学を希望するとき
- ・ 小学5年生の修了式以降に転居し、引き続き今までの学校への通学を希望するとき
- ・ 中学入学後に転居し、引き続き今までの学校への通学を希望するとき
- ・ 教育上特別の理由により、指定校から他の学校に転入学させる必要があると認められるとき
- ・ 転居のため新たに学校を指定されたが、精神的理由により、今までの学校への通学を希望するとき
- ・ 兄弟姉妹が指定校の変更を認められ、指定校以外の学校に通学している場合で、その兄弟姉妹の在学中に同じ学校への通学を希望するとき

### 2 指定変更区域

個々の「地域的」な諸事情により、本来の指定校(A校)のほかに、隣接する学校(B校)に通学先を変更することができる区域として、教育委員会が定め、通学区域の弾力的運用を実施している区域

(地理的事情の例)

- ・ 指定校(A校)までの通学距離が明らかに遠い
- ・ 地理的状况等により通学路の安全確保上の課題がある などの場合において、  
受入校となる学校(B校)の施設収容に影響がないと見込まれる場合に限り、特例的に設定。

#### 【イメージ】

学校名	通学区域
<b>A</b> 小学校	〇〇区 南条西 丁目(番 号 号~ 号) 南条西 丁目(番 号~ 号 号~ 号 号~ 号) ※ 上記区域のうち、下記の区域は <b>B</b> 小学校と選択できる指定変更区域。 南〇条西〇丁目(〇番〇号) 南〇条西〇丁目(〇番〇号)